

土木工事共通仕様書等の改定概要について

国土交通省
大臣官房技術調査課
令和3年3月

【土木工事共通仕様書等とは】

○土木工事共通仕様書とは、契約書と設計図書の内容について、

・統一的な解釈と運用を図るとともに、

・その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたもの。

○発出された通達、改定された技術基準等に対応するため、近年は毎年改定を実施。

○施工管理基準（出来形管理基準、品質管理基準）及び写真管理基準も併せて改定。

【令和3年度 共通仕様書等 改定内容】

(1) 地方整備局等からの意見、現場実態などを踏まえた改定

(2) 共通仕様書に引用されている技術基準等・JISとの整合

(3) 「ICT技術の全面的な活用」を推進するための基準の反映

【改定スケジュール】

○令和2年5月～10月 地整担当者と改定内容を検討、地整、国総研・土研に意見照会

○令和2年12月 共通仕様書担当者会議

○令和2年2月 改定（案）を省内関係課、地整、国総研・土研に意見照会

○令和3年3月30日 改定 各地方整備局へ発出、地方公共団体へ参考送付

(1) 各地方整備局からの意見、現場実態などを踏まえた改定 令和3年度土木工事共通仕様書等の主な改定項目

① 土木工事共通仕様書

- 押印等の見直しに伴う書面の定義見直し
- 提出書類の原則、電子化(紙と電子の二重提出の解消)
- 安全教育・訓練に関する改定
- 砂防ソイルセメントについての規定追加
- 機械式鉄筋継手工法についての規定追加
- 境界工に関する改定
など、各地整の実態等を踏まえ、改定。

② 出来形管理基準

- 伸縮装置についての改定
- 法面工(鉄筋挿入工)の規定追加
など、各地整の実態等を踏まえ、改定。

③ 品質管理基準

- 法面工(鉄筋挿入工)の規定追加
など、各地整の実態等を踏まえ、改定。

④ 写真管理基準

- フィルム写真を用いた場合の写真管理基準の廃止
など、各地整の実態等を踏まえ、改定。

土木工事共通仕様書等の改定について

①土木工事共通仕様書の改定

○押印等の見直しに伴う書面の定義見直しの検討

現行条文

1-1-1-2 用語の定義

26.書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。



改定条文

1-1-1-2 用語の定義

26.書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したのも有効とする。

記名、署名または押印の取扱い

記名：氏名を記載した書類のデータ

署名：紙へ手書きにより氏名を記載した書類

押印：紙へ押印した書類

※上記書類のデータを出力、複写、スキャン等したのも有効とする。

書面の真正性の確保

書面を提出する受注者は、契約時点で本人確認が取れており、従前からの継続的なやりとりとなる。このため、書面のやりとりの方法(紙提出、電子メール、情報共有システムなど)について事前に確認しておけば、書類の真正性は確保される。

①土木工事共通仕様書の改定

○紙と電子の二重提出の解消

現行条文

3-1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書

7.請負代金内訳書の提出

受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。



改定条文

3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書

7.請負代金内訳書の提出

受注者は、請負代金内訳書を電子データで作成し、発注者に提出しなければならない。

電子契約システムの本格運用及び令和2年12月23日付け「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」を踏まえ、規定を変更する。

①土木工事共通仕様書の改定

○紙と電子の二重提出の解消

現行条文

3-1-1-9 工事完成図書の納品

2.工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。

3.工事管理台帳

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。

4.電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

改定条文

3-1-1-7 工事完成図書の納品

2.工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、**電子成果品**として作成しなければならない。

3.工事管理台帳

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、**原則として、電子成果品**として作成しなければならない。

4. 成果品

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、**原則として、電子成果品**を作成及び納品しなければならない。



工事管理台帳(コンクリート品質記録等)及び成果品については製造工場から提出される試験成績表等が含まれており、一部において紙提出のケースもあることから、「**原則として、電子成果品**」とする。

①土木工事共通仕様書の改定

施工体制台帳

現行条文

1-1-1-10 施工体制台帳

1.一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。



改定条文

1-1-1-10 施工体制台帳

1.一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

①土木工事共通仕様書の改定

建設業退職金共済制度の履行

現行条文

1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償

5.掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。



改定条文

1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償

5.建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

①土木工事共通仕様書の改定

安全教育・訓練

現行条文

1-1-1-27 工事中の安全確保

10.安全教育・訓練等の記録

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

【地整からの意見等】

定期的に行う安全に関する研修・訓練について、作業員全員の参加が出来ない場合があることから、後日、研修内容の説明、訓練の実施等を行うことにより参加実績とみなす事が出来ないか。



改定条文

1-1-1-27 工事中の安全確保

10.安全教育・訓練等の記録

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

①土木工事共通仕様書の改定

機械式鉄筋継手工法

(現行条文無し)

【地整からの意見等】

機械式鉄筋継手の普及・促進を図るため、「機械式鉄筋継手工法ガイドライン」(平成29年3月)に基づき、機械式鉄筋継手の項目を新たに記載してはどうか。



改定条文

1-3-7-5 継手

8.機械式鉄筋継手

(1)機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。

(以下、省略)

①土木工事共通仕様書の改定

砂防ソイルセメント

(現行条文無し)

平成28年10月に「砂防ソイルセメント」が工事工種体系に追加され、土木工事標準積算基準に歩掛が反映されている事を踏まえ、共通仕様書に規定を追加。



改定条文

8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工

12. 砂防ソイルセメント

受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、現位置攪拌混合固化工法(ISM工法)設計・施工マニュアル第1回改定版(先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。
なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

①土木工事共通仕様書の改定

境界工

現行条文

8-1-11-4 境界工

3. 杭(鉋)の設置

受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。

10-2-12-3 境界工

1. 一般事項

受注者は、境界杭及び境界鉋の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。

【地整からの意見等】

杭(鉋)は官地側に設置し、杭の矢印端部を用地境界線に一致させなければならない。等とした方がよいのではないか。

改定条文

8-1-11-4 境界工

3. 杭(鉋)の設置

受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、**杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。**

10-2-12-3 境界工

1. 一般事項

受注者は、境界杭及び境界鉋の施工にあたっては、原則として、**杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字(国)が内側(官地側)になるようにしなければならない。**



② 出来形管理基準及び規格値の改定

伸縮装置についての改定

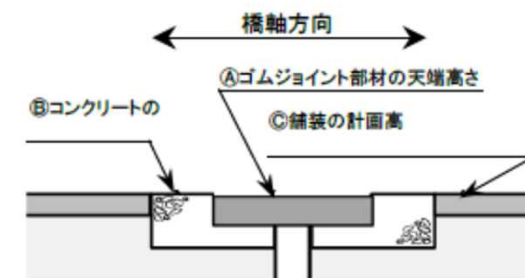
【地整からの意見等】

測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため、修正を求める。



3-2-3-24 伸縮装置(ゴムジョイント)

改定 (挿絵の修正)



据付け高: 「A」と「Aの設計値」との差分
 仕上げ高: 後打ちコンがある場合「A」と「B」の差分、
 後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分

法面工(鉄筋挿入工)の規定追加

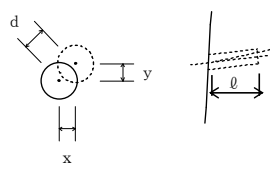
【地整からの意見等】

法面工の鉄筋挿入工の出来形管理項目がないため、設けてほしい。



3-2-14-6 アンカー工

※鉄筋挿入工にも適用する

測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	
配置誤差 d	100		
せん孔方向 θ	±2.5度		
			$d = \sqrt{x^2 + y^2}$

③品質管理基準及び規格値の改定

法面工(鉄筋挿入工)の規定追加

【地整からの意見等】

法面工の鉄筋挿入工の品質管理項目がないため、設けてほしい。



38 鉄筋挿入工

各地整の実態等を踏まえ、アンカー工を参考に品質管理項目(下記項目)を設定

- ・品質検査(芯材・ナット・プレート等)
- ・定着材のフロー値試験
- ・外観試験(芯材・ナット・プレート等)
- ・圧縮強度試験
- ・引き抜き試験

④写真管理基準の改定

フィルム写真を用いた場合の写真管理基準について

【地整からの意見等】

フィルム写真とデジタル写真の提出頻度が同一の表に表現されているため、わかりづらい。



フィルム写真の使用状況について各地整の実態を踏まえ、フィルム写真を用いた場合の写真管理基準については削除する。

(フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準(案)令和2年3月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。)

(2) 共通仕様書に引用されている技術基準等・JISとの整合

引用している各種技術指針等の改正に伴う改定(改正年月の修正等)

揚排水ポンプ設備技術基準・同解説(河川ポンプ施設技術協会) 令和2年1月
道路標識設置基準・同解説(日本道路協会) 令和2年6月
杭基礎設計便覧(日本道路協会) 令和2年9月
杭基礎施工便覧(日本道路協会) 令和2年9月
鋼道路橋施工便覧(日本道路協会) 令和2年9月
コンクリート道路橋設計便覧(日本道路協会) 令和2年9月
コンクリート道路橋施工便覧(日本道路協会) 令和2年9月
道路トンネル維持管理便覧(本体工編)(日本道路協会) 令和2年8月
ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(厚生労働省) 令和2年7月

その他、JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子等、JIS名称変更に伴う修正を行う。

(3) 「ICT技術の全面的な活用」を推進するための基準

ICT導入協議会にて基準類策定された下記要領について、施工管理基準に必要な項目を反映する。

- ・3次元計測技術を用いた出来形管理要領(構造物工編(試行))
- ・加速度応答法を用いた路盤の締固め管理要領
- ・施工履歴データを用いた出来形管理要領(土工編)
- ・空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領など

その他、ICT関連要領について、3次元計測技術を用いた出来形管理要領への再編(スリム化)に伴い、記載内容の修正を行う。